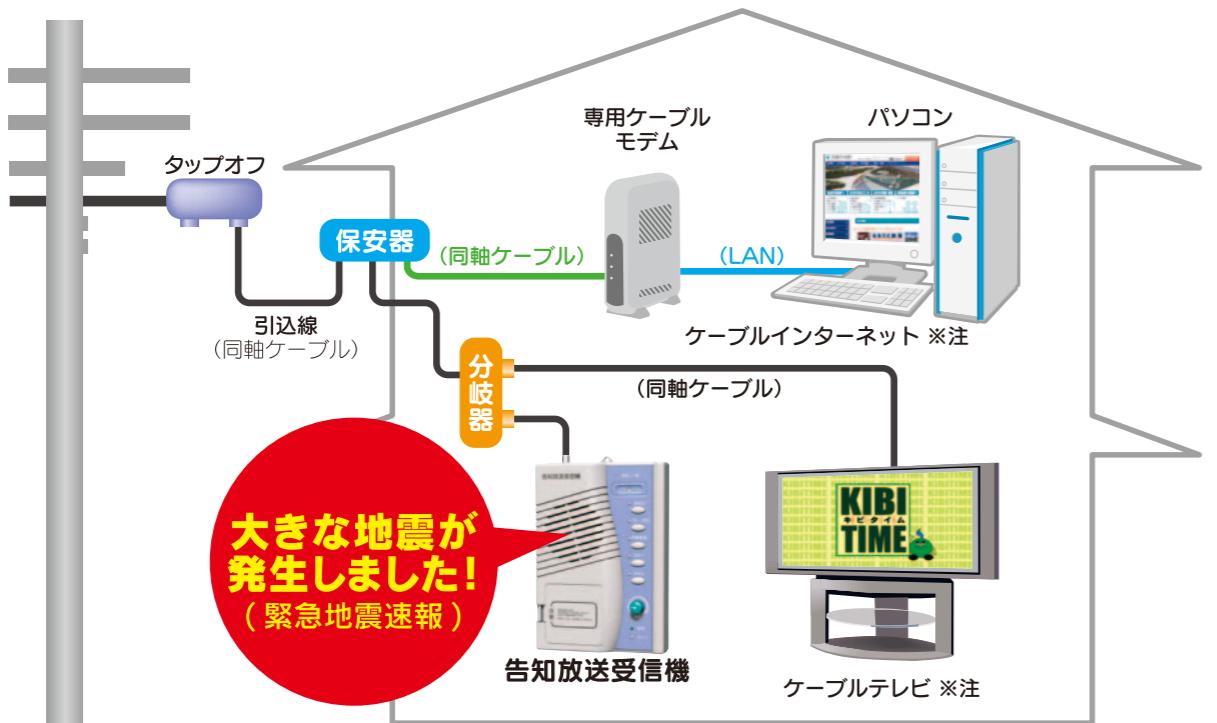




## 家庭内の告知放送等利用イメージ



注)ケーブルテレビ、ケーブルインターネット(KIBI-NET)をご利用いただくには、(株)吉備ケーブルテレビへの加入手続き、加入金、宅内配線工事費、月額利用料等が別途必要となります。

## 告知放送の概要

- 火災、災害情報の伝達をはじめ、災害対策基本法に基づく災害発生時の避難勧告、避難指示を行います。
- 人工衛星を利用した全国瞬時警報システムと連携し、緊急地震速報及び武力攻撃事態等発生時の警報を行います。
- 朝と夜の定時放送で、各種事業の案内、行事予定などの行政情報や求人情報等をお知らせします。また、町議会の生中継を行います。
- 小・中学校、公民館、住民・自治会長、班長、行政区長さん宅の電話機から区域内へグループ放送ができます。
- 音声告知放送の受信料は、無料です。

お問い合わせ先

ご不明な点がありましたら、次へ遠慮なくお問い合わせください。  
**吉備中央町協働推進課(公聴広報班) 電話 0866-54-1301**

〒716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1-2

※ケーブルテレビ、ケーブルインターネットへの同時加入をご検討の場合は、(株)吉備ケーブルテレビ(電話:0866-21-0123)へ直接お問い合わせいただくか、企画課情報政策班(賀陽庁舎内 電話0866-54-1314)までご相談ください。

 吉備中央町

# はじめに

音声告知放送は、町内全域に整備が完了しているケーブルテレビの伝送路を利用した町からの放送施設です。

この施設では、火災、災害情報の伝達をはじめ、災害対策基本法に基づく災害発生時の避難勧告、避難指示、人工衛星を利用した全国瞬時警報システムとの連携による緊急地震速報や武力攻撃事態等が発生したときの警報、行政機関等からの各種事業のご案内、行事予定などのお知らせを行います。また、付加機能として、小・中学校、公民館及び住民会長、自治会長、班長、区長さん宅の電話機から区域内への放送が可能となっています。

町では、この施設が町民皆様の生命と財産を守るために重要な施設の一つとなることから、町内全世帯、従業員さん等が常駐する事業所、学校、社会福祉施設等への受信機設置を推奨しています。

## 整備内容

### 1 放送区域 吉備中央町内全域

### 2 施設内容

- (1)センター施設 吉備中央町賀陽庁舎内へ音声告知放送センター施設一式を設けています。  
(2)伝送施設 全町整備が完了したケーブルテレビ施設をそのまま利用して、各ご家庭等の最寄の電柱まで告知放送の信号を伝送します。

### (3)引込施設 (最寄の電柱から各ご家庭等の軒下までの引込線)

#### ①既にケーブルテレビ又はケーブルインターネットに加入されている場合

現在お使いのケーブルテレビ、ケーブルインターネットの引込線をそのまま利用します。

#### ②ケーブルテレビにもケーブルインターネットにも加入されていない場合

受信機設置申請に基づき町が引込工事を実施します。将来ケーブルテレビ、ケーブルインターネットに加入される際は、この引込線がそのまま使用できますので、ケーブルテレビ事業者(吉備ケーブルテレビ)への引込工事費の負担は不要となります。

※ケーブルテレビ、ケーブルインターネット(KIBI-NET)をご利用いただくには、(株)吉備ケーブルテレビへの加入手続き、加入金、宅内配線工事費、月額利用料等が別途必要です。

### (4)受信施設 受信機設置申請に基づき各世帯等へ専用受信機を貸与、設置します。

|            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| ①主チャンネル    | 緊急放送、定時放送(朝・夜)、臨時放送、グループ放送等        |
| ②再放送チャンネル  | 緊急放送、定時放送、臨時放送等の繰返し再放送(センターから常時送出) |
| ③中継専用チャンネル | 町議会中継等                             |
| ④FMラジオ放送受信 | 災害停電時等の情報収集用(2局固定(NHK-FM岡山とFM岡山))  |

## 設置費用

### 1 宅内への受信機設置負担金

#### 一般世帯等(下記負担金一覧の設置対象区分①～③に該当する1台目)については、無料\*です。

\*標準工事範囲を超える宅内工事が必要な場合は、超える部分について申請者の全額負担となります。標準工事範囲は、延長20mまでの宅内配線工事と分岐器及び受信機本体(スピーカー内蔵)の設置工事等です。電源コンセント増設工事、スピーカー外部増設工事、配管設置工事(一般住宅では通常必要ありません。)等は標準外工事となります。

### 2 最寄りの電柱から軒下までの引込工事負担金

ケーブルテレビ又はケーブルインターネットに加入している場合は、必要ありません。加入していない場合は、引込工事負担金21,000円\*が必要となります(下記負担金一覧の設置対象区分②に該当する場合を除く)。\*標準工事範囲を超える引込工事が必要な場合は、超える部分について申請者の全額負担となります。標準工事範囲は、延長80mまでの引込線敷設工事と保安器設置工事等です。地中配管設置工事等は標準外工事となります。

## ■負担金一覧

| 設置対象区分   | 受信機設置負担金(標準工事範囲分) |                | 引込工事負担金<br>(標準工事範囲分) |
|--|-------------------|----------------|----------------------|
|  | 1世帯等につき<br>1台目    | 1世帯等につき<br>2台目 |                      |
| ① ●町内へ住民票を有する世帯及び外国人登録を行っている方の住居<br>●町内へ住民票を有しないが、町民税の納税義務者となっている方の住居<br>●町内へ事務所又は事業所を有する法人の事務所等で、従業員等が常駐するもの<br>●町民税の納税義務者となっている法人の寮等で、従業員等が常駐するもの<br>●学校教育法に基づき設置された学校<br>●社会福祉法に基づく社会福祉事業を行っている施設 | 無料                | 20,000円        | 21,000円              |
| ② ●避難指定施設、町立保育所・幼稚園・小中学校・公民館、町が管理する公共施設、消防署、警察官駐在所等  | 無料                | 20,000円        | 無料                   |
| ③ ●地域自治組織の集会所等   | 無料                | 20,000円        | 21,000円              |
| ④ ●上記①～③に該当しないもの   | 20,000円           | 20,000円        | 21,000円              |
| 備考   |                   |                | ※既に引込線がある場合は不要       |

注1)既にケーブルテレビ又はケーブルインターネットの引込線がある場合は、引込工事負担金は不要です。

注2)標準工事範囲を超える受信機設置工事費(宅内工事費)及び引込工事費は、申請者の全額負担となります。

注3)2台目以降の受信機の設置については、特に必要と認められる理由がある場合に限ります。

## 放送受信料

### 告知放送の受信料は、無料です。

※(株)吉備ケーブルが提供するケーブルテレビ、インターネット(KIBI-NET)の利用料は、別途必要です。

## 受信機等の保守

告知放送受信機及び告知放送のみに使用している引込線の保守費用は、原則として町が負担します。ただし、受信機に内蔵している停電補償用乾電池の交換(年1回)費用、受信者の責任で発生した修繕費用や、移転、休止、再開、廃止に要する費用、2台目以降の受信機や上記負担金一覧の設置対象区分が④に該当するものの修繕費用等については、受信者の負担となります。

※修繕等における設置対象区分の判定は、当初設置時の区分ではなく、修繕等が必要となった時点での区分で行います。

## 設置申請

別紙「告知放送受信機設置申請書」に必要事項を記入、押印いただき、吉備中央町各庁舎、支所、出張所へ提出してください。